

資格喪失手続きをお忘れなく

社会保険等へ変更している場合や、他の市町村へ転出している場合は、市が交付する国民健康保険被保険者証で医療機関等を利用することができません。誤って受診した場合は不当利得となり、国保が医療機関等に支払った医療給付費(7割から9割)を返還する必要があります。

■返還方法

返還が必要な方には、市から納付書が届きますので、納期限までに納付書記載の金融機関、または本庁、各支所でお支払いください。

■社会保険等への請求方法

返還金を納付後、診療報酬明細書(市交付)と返還金の領収書(原本)を用意して、受診時に加入していた社会保険等に請求してください。

社会保険に加入したら

社会保険等に加入したら、速やかに国民健康保険の資格喪失手続きを行ってください。喪失手続きをしない場合、国民健康保険税と社会保険料が二重に課税されたままになります。

必要書類等

- ・国民健康保険被保険者証
- ・新たに加入した社会保険等の被保険者証
- ・認印 ・マイナンバーカード、または通知カード

問 保険医療課 医療保険年金係 ☎ お太助フォン 42-5619

「広報あきたかた」について ご意見をお寄せください

アンケート

- Q1. 今月号でよかった内容や写真があれば教えてください。
- Q2. 取り上げてほしい内容や企画があれば教えてください。
- Q3. 広報に関するご意見・ご感想をお聞かせください。

受付

メールもしくは、本庁・支所へ設置してありますアンケート用紙にご記入いただき、広報ご意見ポストへ投函ください。

懸賞付きアンケート 協賛企業募集

広報あきたかたでは「懸賞付きアンケート」掲載に向け、市内外問わず、懸賞協賛企業を広く募集しています。申し込み、お問い合わせは総務課秘書広報室までご連絡ください。

総務課秘書広報室

✉ hisyokouhou@city.akitakata.jp

ヘルプマーク・ヘルプカード

言語障害などで周囲に支援や配慮を伝えにくい方や、外見から障害が分かりにくい方が、周囲から支援や配慮を得やすくするための「ヘルプマーク」と「ヘルプカード」を無償で配布しています。所持した方を見かけたときは、できる範囲での支援や配慮をお願いします。

「ヘルプマーク」と「ヘルプカード」は、社会福祉課障害者福祉係、または各支所窓口係で無償で配布しています。



ヘルプマーク

問 社会福祉課 障害者福祉係 担当: 高田

☎ お太助フォン 42-5615 ☎ 42-2130

幼児教育・保育の無償化

10月から実施されている「幼児教育・保育」の無償化は、認可外保育施設、一時保育事業等の利用も対象になります。無償化の対象となるには、市の認定を受けるための手続きが必要です。

《対象者》

保育所や認定こども園等を利用できない子どもの保護者で、以下の事情などで子どもの保育を必要としている場合

- ・就労
- ・出産前後
- ・求職活動
- ・疾病、または心身に障害がある
- ・同居の親族を介護、または看護

無償化対象事業	無償化上限額	
	3～5歳児クラスまでの子ども	市民税非課税世帯の子ども
一時預かり事業	月額37,000円まで	月額42,000円まで (0～2歳児クラス)
ファミリーサポートセンター事業		
病児保育事業		
認可外保育施設		
幼稚園の預かり保育	月額11,300円まで	月額16,300円まで (満3歳(3歳になった日から次の3月31日まで))

問 幼稚園 教育総務課 総務係 担当: 下中
☎ お太助フォン 42-0049 ☎ 42-4396

問 幼稚園以外 子育て支援課 保育係 担当: 胡濱
☎ お太助フォン 47-1283 ☎ 42-2130

障害者の有料道路割引

有料道路割引を受けるためには事前の登録手続きが必要ですので、社会福祉課障害者福祉係、または各支所窓口係で手続きをしてください。

《対象者》以下のいずれかに該当する方

障害者自身が運転する場合	身体障害者手帳を所持するすべての方
障害者以外の方が運転し 障害者自身が乗車する場合	第1種の身体障害者手帳 または 第1種の療育手帳を所持している方

《対象車両》

自家用の「乗用自動車」「貨物自動車」「特殊用途自動車」「二輪自動車(総排気量が125ccを超えるもの)」
※登録できる自動車は障害者一人につき1台です。
※割引きは登録車利用時に限ります。

《割引額》

- ・通常料金の半額

※ETC時間帯割引・休日割引とは併用できません。
※有効期限の2か月前から更新の手続きができます。

《申請時必要書類等》

- ・身体障害者手帳、または療育手帳
 - ・自動車検査証、または軽自動車届出済証
 - ・運転免許証(障害者本人が運転する場合)
- ※ETCでの割引時には以下も必要です。
- ・ETCカード(原則、障害者本人名義のもの)
 - ・ETC車載器の管理番号が確認できるもの(ETCセットアップ申込書・証明書など)



問 社会福祉課 障害者福祉係 担当: 好岡

☎ お太助フォン 42-5615 ☎ 42-2130